

茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は空き家を地域の資源と考え、市場に流通していない空き家と地域等の活性化や課題解決を図りたいと考える空き家活用等希望者をつなぐことにより地域の活性化を図るため、空き家活用等マッチング制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内にある建築物で、居住その他の使用がなされていないもの
- (2) 空き家所有者 空き家等を所有し、公益目的で提供したいと考えている者
- (3) 空き家活用等希望者 空き家等を地域貢献のために公益目的で活用しようと考えている者

(制度の登録申込み等)

第3条 空き家所有者又は空き家活用等希望者としてこの事業に登録を希望する者（以下「申請者」という。）は「茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度 空き家所有者 登録調査票」（様式第1号）又は「茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度 空き家活用等希望者 登録調査票」（様式第2号）に、茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度誓約書（様式第3号）及び必要書類を添付して市長に提出するものとする。

(登録の審査等)

第4条 市長は前条の規定に基づく申請があったときは、登録の可否を審査し、本事業の趣旨に沿うと認めた場合は、空き家活用等マッチング制度登録者（以下「登録者」という。）として空き家活用等マッチング制度登録台帳に登録するものとする。

2 空き家所有者の登録に当たっては次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 現に市内に空き家を所有していること。
- (2) 空き家所有者全員が、本事業の登録に同意していること。
- (3) 空き家所有者は空き家を地域の活性化を図る目的で活用しようとしていること。
- (4) 登録時点において不動産業者等を通じて営利目的での売却・賃貸の募集を行っていないこと

(5) 茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度に登録後、2年以内に売却・賃貸の募集を行わないこと。

(6) その他審査に関し必要な事項

3 空き家活用等希望者の登録に当たっては次の各号の要件を満たしていなければならない。

(1) 非営利団体であること

(2) 活用等をするにあたり法に抵触する行為を行わないこと

(3) 近隣住民へ配慮した事業の推進を図ること

(4) 持続可能で地域の活性化を図る取り組みができること

(5) 活用する建築物及びその敷地の維持管理に努めること

4 市長は前3項の規定に基づく審査を行った場合、「空き家活用等マッチング制度登録結果通知書」（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（登録有効期間）

第5条 登録者の登録有効期間は登録決定の日より2年間とする。

（登録事項の変更の届出）

第6条 登録者は登録調査票の記載事項に変更を生じる場合は、「空き家活用等マッチング制度登録事項変更届出書」（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、「空き家活用等マッチング制度登録取消通知書」（様式第6号）により、登録を取り消すことができる。ただし第4号に該当することにより登録を削除されたものについては、改めて登録申込み等を行うことにより、再登録ができるものとする。

(1) 第4条の要件を満たさなくなったとき。

(2) 申し込み内容に虚偽があったとき。

(3) 「空き家活用等マッチング制度登録辞退届」（様式第7号）の提出があったとき。

(4) 利用登録から2年を経過したとき。

(5) その他空き家活用登録物件情報として適当でないと認められる事由が生じたとき

（情報提供）

第8条 市長は、空き家活用等マッチング制度登録台帳をホームページの掲載により公開

するものとする。ただし、ホームページ掲載を拒否した場合には登録者のみに公開とするものとする。

(守秘義務)

第9条 市及び登録者は、空き家活用等マッチング制度の実施において知り得た物件情報等を、情報提供者の許可なく本事業以外の目的で使用してはならない。

(市の責任)

第10条 市のホームページに掲載する情報は、登録者から提供された情報を掲載するものであり、内容の真正を保障するものではない。

2 情報提供後に当事者間で行われる具体的な交渉や調整及び取り交わされる賃貸借契約については、市は直接これに関与しないものとし一切の責任を負わない。

(交渉の申込み及び通知)

第11条 交渉の申し込みを希望する登録者は「茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度利用申込書」(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定により申込みのあった場合において、当該登録者へその旨通知するものとする。

3 前2項に規定する登録者は交渉結果について「空き家活用等マッチング制度結果報告書」(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(不動産関係団体との連携等)

第12条 登録者は市が媒介に関し協定を締結している協力団体に対し、契約交渉の媒介を依頼することができる。

2 前項の依頼を受けた不動産関係団体は、空き家等の不動産取引の仲介等の状況について、市長へその内容を報告するものとする。

(暴力団の排除)

第13条 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第4号に規定する暴力団員等であると認められる者は、茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度を利用することができない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月25日から施行する。